平成２１年（フ）第２１３６９号
埼玉県上尾市柏座３―10―15―301、住民票上の住所埼玉県上尾市大字小敷谷1201―１
破産者　中村　春雄
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３７０号
埼玉県上尾市柏座３―10―15―301、住民票上の住所埼玉県上尾市大字小敷谷1201―１
破産者　中村　清子
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４４５号
東京都足立区西竹の塚１丁目10―５―306
破産者　金澤　雅子
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４５９号
埼玉県春日部市下柳1482―２
破産者　大屋　一弘
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４６２号
千葉県君津市大和田４丁目４―31
破産者　伊井　　基
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４８８号
千葉県習志野市大久保２丁目14―５―216
破産者　橋本かおり
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４９１号
東京都墨田区千歳１丁目２―13―502
破産者　佐々木義信
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４９４号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目９―１―303
破産者　新井　美幸
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５１１号
東京都大田区大森北３丁目29―21―301
破産者　木村　順正
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７号
三重県津市小舟566番地の20
破産者　株式会社三重旭
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第４２６号
秋田市川尻町字大川反170番地の26
破産者　太平工業株式会社
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５３号
山形県鶴岡市稲生２丁目40番１号
破産者　本間組有限会社
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２０年（フ）第４３９号
埼玉県草加市新里町1467番地５
破産者　渡辺　義雄
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８８８２号
東京都江東区辰巳１丁目４番11号　ＳＴビル２階
破産者　株式会社市場新聞社
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９３９号
埼玉県葛飾郡杉戸町清地３丁目10―20
破産者　原　　守
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３６６号
東京都港区北青山２丁目12番39号福澤ビル２Ｆ
破産者　株式会社コストインターナショナル
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００４４号
東京都新宿区西新宿４丁目32番12号
破産者　株式会社ワイズケイ
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１９０号
東京都北区上十条２丁目30番４号
破産者　有限会社シブヤフーズ
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１９１号
埼玉県新座市あたご３丁目８―９
破産者　齋藤　弘幸
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０２７５号
神奈川県鎌倉市大船３丁目14―８―204
破産者　田村　　実
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３７１号
神奈川県鎌倉市腰越1172
破産者　土屋　　匠
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３４号
神奈川県相模原市下溝302番地５
破産者　合資会社ヒロパレ
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部